

京都市上下水道局告示第47号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成31年2月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 新規指定業者

指定業者名

京都市山科区大宅御所田町122番地13

創幸設備株式会社

代表取締役 大井幸司

指定期間

平成31年2月27日から平成35年3月31日

2 指定取消業者

廃止届出業者名

京都市東山区松原通大和大路東入二丁目轆轤町101番地

大井水道工業株式会社

代表取締役 大井芳子

廃止届出年月日

平成31年2月5日

(上下水道局下水道部管理課)